



新型コロナウイルス感染症への取り組み

当別町では、新型コロナウイルス感染症が広がり始めた2月下旬から、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、町内における対策情報の共有、感染の広がりを抑制する緊急対応を検討・実施しています。

政府は4月7日に7都府県を対象とした「緊急事態宣言」を発出しましたが、感染の拡大から4月16日には全国を対象を拡大しました。

北海道と札幌市は、感染拡大の危機を早期に収束させるため、4月12日に「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出し、緊急対応を実施しています。

当別町としても、次の取り組みを実施しています。



5月15日（金）までの期間、下記の3点に取り組みます。

町内イベント
中止の要請

町が管理する
施設の臨時休館

不要不急の
外出自粛の要請

※今後の感染状況によって、取り組み期間を延長する可能性があります。

不要不急の外出は避けましょう

■国の緊急事態宣言が発令されています。

北海道が特定警戒都道府県に指定されています。感染リスクを高める不要不急の外出は控えましょう。

■他都府県への往来を控えましょう。

全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来を控えましょう。

■風邪の症状がある場合は外出を控えましょう。

のどの痛み、せき、発熱などの風邪の症状がある場合は、学校や会社を休むなど外出を控え、毎日体温を測定しましょう。

■不要不急の外出に該当しない例

- ①食品・日用品・医薬品の買い物
- ②病院への通院、介護サービスの利用
- ③金融機関の利用
- ④ストレス解消や健康維持のための運動や散歩などの屋外活動（感染予防対策として、マスク着用や人との近距離、接触を避けての活動をお願いします。）

大規模なイベントは控えましょう

大規模なイベントにおいては、集団感染のリスクが高い3つの「密」が揃う可能性があります。町内におけるイベントの開催を控えていただくとともに、大規模なイベントへの参加は控えましょう。

町が管理する臨時休館している施設

■当別町総合体育館

■白樺コミュニティセンター

■西当別コミュニティセンター

※施設内図書室は返却箱による図書返却のみ可能

■当別町学習交流センター

※施設内図書室は返却箱による図書返却のみ可能

■世紀会館

■高齢者福祉センター（ゆとろ内）

入浴施設、談話ホール、研修室

■ふれあい倉庫貸館

多目的ホール、カルチャーホール、控室

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種ですが、発熱やのどの痛み、せきが長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさを訴える方が多いことが特徴です。その他、嗅覚や味覚の異常を訴える方もいます。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）と言われています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により、うつると言われています。

飛沫感染



感染者の飛沫（くしゃみ、せき、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみやせきを手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。



重症化すると肺炎となり、死亡者も出ていますので注意しましょう。

特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化するリスクが高いとされています。

町内の学校・保育関連の休止状況

■小中学校及び当別高等学校

5月6日まで、臨時休校。

■認定こども園（夢の国、おとぎの国）

5月6日まで、幼稚園の休園、保育園の縮小開設（保育園児等は可能な限り登園自粛）

■子ども発達支援センター

5月15日まで、グループ指導中止、個別指導縮小。

■あそびのひろば

5月15日まで、中止。

■スクールバスの一般混乗

当面の間、中止。

まずは手洗い・せきエチケット

■まずは手洗いが大切です。

ドアノブや電車のつり革などさまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに石けんで手を洗いましょう。

■せきエチケットを行いましょう。

くしゃみやせきが出る時は、しぶきにウイルスを含んでいる恐れもあるため、マスクやティッシュ、上着の内側などで口や目を覆いましょう。

■手洗い前に顔（目、口、鼻）を触らない。

ウイルスが付着している手で顔を触ると、粘膜から感染します。無意識に触れていることが多いので、顔を触れないように注意しましょう。

三つの「密」を避けましょう

■三つの密（密閉、密集、密接）は避けましょう。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に、集団で集まることを避けてください。

屋外でも、密集・密接には注意してください。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは、避けましょう。

■「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を。

風の流れができるよう、2方向の窓を、1回数分程度、全開にしましょう。

■「密集」しないよう、人と人の距離を守りましょう。

他の人とは、互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。

スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

■「密接」した状況での会話や発声は、避けましょう。

対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。

大人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の大人数での会食などは避けましょう。



新型コロナウイルス 感染症への取り組み

受診の相談先

次の症状がある方は、下記の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている方
(高齢者や妊娠中の方、基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程度続く場合)
- 強いだるさや息苦しさがある方

【帰国者・接触者相談センター】

■江別保健所

平日のみ 8時45分～17時30分

☎ 011 - 383 - 2111

■北海道 保健福祉部 健康安全局 地域保健課

24時間対応

☎ 011 - 204 - 5020

■救急安心センターさっぽろ

24時間対応、年中無休

☎ #7119 または 011 - 272 - 7119

センターに相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介します。

上記以外の症状（微熱など）があり、町内にかかりつけ医がある方は、電話で確認をお願いします。

直接医療機関に受診すると感染を拡大させるリスクが高くなります。まずは医療機関に電話してください。

【町内の内科系医療機関】

おくやま内科・外科クリニック	27 - 5522
勤医協当別診療所	23 - 3010
スウェーデン通り内科・循環器科クリニック	25 - 3151
田園通りさわぎき医院	25 - 2055
とうべつ内科クリニック	22 - 1313

上記の症状はないが、ご自身の症状の不安があるなど、一般的な内容は、次の窓口にご相談ください。

■江別保健所

平日のみ 8時45分～17時30分

☎ 011 - 383 - 2111

■厚生労働省電話相談窓口

9時～21時 ☎ 0120 - 565653

▼担当 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内 ☎ 23 - 4044)

支援制度・手当

国民健康保険・後期高齢者医療 「傷病手当金」の支給について

当別町の国民健康保険に加入している方、または後期高齢者医療被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、及び、発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなくなった期間において、傷病手当金の支給を受けることができます。

注意!

支給要件に該当する場合は、申請が必要です。申請を希望される場合は、「必ず」来庁前に電話でご相談ください。

●対象者

以下の全ての条件を満たす方

- ・当別町の国民健康保険に加入している方、または当別町に住民票のある北海道後期高齢者医療に加入している方
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルスに感染した方、または、発熱等の感染があり感染が疑われる方

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

$$\frac{\text{直近の3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額}}{\text{支給対象となる日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数}$$

※1 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※2 1日あたりの支給額は上限があります。

●適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で療養のために労務に服することのできない期間(ただし入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付について

休業等により収入の減少があった世帯に対して、緊急的に貸付を行います。申込には予約が必要です。

●貸付限度額 原則10万円、条件により20万円

▼申込 当別町社会福祉協議会 (☎ 22 - 2301)

当別町中小企業特別融資制度 「災害等対策資金」について

「新型コロナウイルス感染症」で影響を受けた事業者向けに、新たに融資制度を設けました。

●融資の対象

町内に独立した事業所若しくは店舗を有する中小企業者又は個人事業主であって、直近2か月間の売上高等が前年同期比で5～20%（業種等により変動）減少している方。

●助成の内容

信用保証料及び貸付にかかる利子を全額助成

●融資の内容

資金用途	運転資金
融資金額	300万円以内
融資期間	3年以内（うち据置1年以内）
融資利率	1.3%
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする
融資取扱期間	令和2年4月1日から9月30日まで

●融資の手続き

事前に下記金融機関にご相談の上、金融機関指定の必要書類を添えて、融資の申込み手続きを行ってください。

【取扱金融機関】

- ・北海道銀行 当別支店
- ・北洋銀行 当別支店
- ・北海道信用金庫 当別支店

▼問合せ 商工課商工係（☎23 - 3129）

「当別町公式 twitter」と 「地デジ広報」始めました

当別町の公式 twitter を開設しました。当別町からのお知らせのほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報や、災害情報なども発信します。



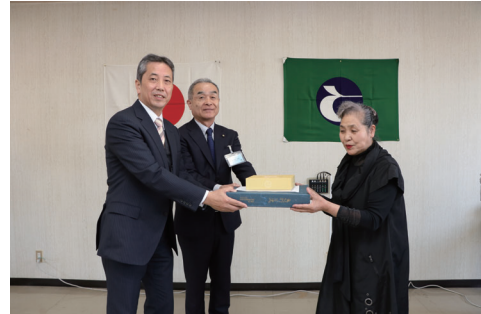
また、新型コロナウイルス感染症対策情報を、地上波デジタル放送のデータ放送サービスにより、期間限定で配信しますので、こちらをご覧ください。

- ① 【UHB (8ch)】を選ぶ
- ② 【dボタン】を押す
- ③ 【黄色ボタン】を押して「地デジ広報」を選ぶ
- ④ 「その他の地域を見る」を選び「石狩振興局」
⇒「当別町」を選ぶ

▼問合せ 政策広報課政策広報係（☎23 - 3069）

新型コロナウイルス対策で 多くの方から寄付をいただきました

●当別音頭を守る会



手作りの布マスクを町内の小中学校に100枚、認定こども園に160枚、ご寄附いただきました。

●ドリームベース株式会社



使い捨てマスク300枚を、町内の社会福祉法人にご寄附いただきました。

●つくし作業所、ぽればれ倶楽部



手作りの布マスク100枚を、当別町社会福祉協議会にご寄附いただきました。

●宮永建設株式会社

防塵マスク（N95）480枚を、町内の医療機関と歯科医療機関にご寄附いただきました。

●高橋ピートモス工業株式会社

使い捨てマスク50枚を、観光行政にご寄附いただきました。

●株式会社ニトリホールディングス

使い捨てマスク200枚を、町内の小中学校にご寄附いただきました。